

平成26年度 第1回 桜井市地域公共交通活性化再生協議会 次第

日時：平成26年5月28日（水） 午前10時から

場所：桜井市役所 本庁3階 第1会議室

1. 開 会

2. 挨拶 会長 元田 清士

3. 議 事

1) 平成25年度事業報告及び収支決算報告について

- ・資料1：平成25年度事業報告について
- ・資料2：桜井市コミュニティバスの実績報告について
- ・資料3：桜井市デマンド型乗合タクシーの実績報告について
- ・資料4：平成25年度収支決算報告について

2) 平成27年度生活交通ネットワーク計画について

- ・資料5：平成27年度生活交通ネットワーク計画

3) 奈良県広域路線バスの再編について

- ・資料6：奈良県広域路線バスの再編について

4) 平成27年度以降の市内公共交通再編について

- ・資料7：市内公共交通の課題と対応方策
- ・資料8：市内公共交通の再編方針
- ・資料9：桜井市バス対策プロジェクト会議 意見まとめ

平成25年度事業報告について

- 桜井市コミュニティバス運行事業及び桜井市デマンド型乗合タクシー運行事業の実施
 - ・ コミュニティバス3路線（桜井初瀬線・朝倉台線・多武峯線）の運行事業を行った。（資料2）
 - ・ デマンド型乗合タクシーの運行を行った。（資料3）

- 第2次桜井市地域公共交通総合連携計画の策定
 - ・ 第2次桜井市地域公共交通総合連携計画を策定した（別添資料）

- 桜井市地域公共交通活性化再生協議会の開催
 - 第1回 平成25年4月24日
 - ・ 平成24年度事業報告、事業評価
 - ・ 奈良県地域交通改善協議会幹事会報告

 - 第2回 平成25年8月29日
 - ・ 桜井市地域公共交通総合連携計画の策定及び業者選定について
 - ・ 「安心して暮らせる地域公共交通確保事業」の申請について

 - 第3回 平成25年10月25日
 - ・ 奈良県地域交通改善協議会幹事会報告
 - ・ 桜井市地域公共交通総合連携計画の策定及び業者選定結果について

 - 第4回 平成26年1月17日
 - ・ 消費税増税に伴う桜井市コミュニティバス運賃の変更について
 - ・ 桜井市地域公共交通総合連携計画策定業務の中間報告について

 - 第5回 平成26年2月20日
 - ・ 奈良県地域交通改善協議会報告
 - ・ 桜井市地域公共交通総合連携計画（案）について

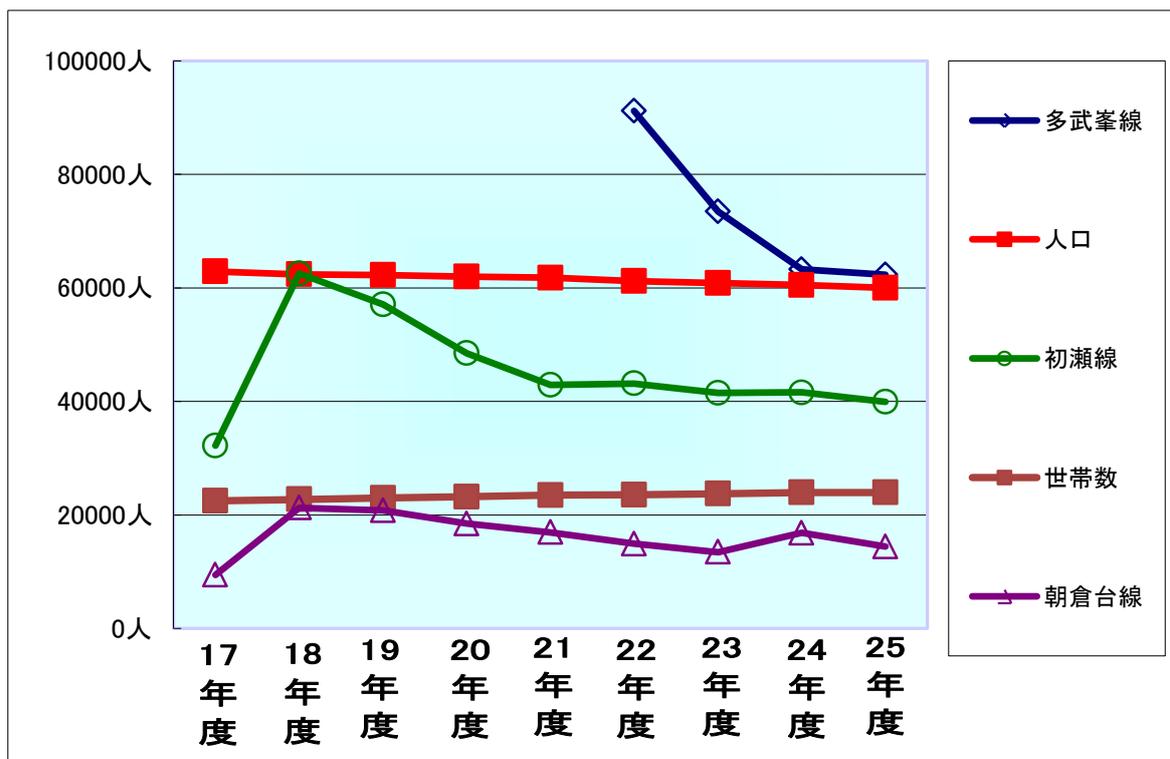
○桜井市コミュニティバス平成25年度輸送実績報告書(収入は全て消費税込み)

路線名	項目	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
桜井初瀬線	一般利用1日平均	人	43.5	32.5	33.3	32.4	34.4	31.1	39.0	38.3	30.9	29.7	26.1	40.8	34.4	
	一般利用1便平均	人	2.6	1.9	1.9	2.0	2.5	1.8	2.2	2.2	1.9	1.8	1.5	2.5	2.1	
	一般運送収入	円	306,642	241,562	233,529	230,162	246,648	213,037	269,791	260,961	219,328	206,137	167,922	307,091	2,902,810	
	収入合計	円	602,429	537,349	529,316	525,949	542,435	508,824	565,578	556,748	515,115	501,924	463,709	602,878	6,452,254	
朝倉台線	1日平均	人	70.9	65.9	57.7	69.9	54.3	65.8	57.6	52.5	63.7	42.2	39.4	66.9	59.0	目標値
	1便平均	人	11.8	11	9.6	11.7	9.1	11.0	9.6	8.8	10.6	7.0	6.6	11.2	9.8	12.0
	一般運送収入	円	294,575	285,683	283,157	304,603	272,340	253,023	275,183	246,396	262,757	159,866	151,565	283,941	3,073,089	
多武峯線	一般利用1日平均	人	138.2	142.8	124.8	110.5	116.3	116.0	142.8	269.1	142.5	103.9	64.9	159.3	136.2	目標値
	一般利用1便平均	人	7.3	7.5	6.5	5.8	6.0	6.1	7.5	14.1	7.6	5.5	3.4	8.4	7.2	17.0
	一般運送収入	円	1,278,330	1,162,528	914,316	862,629	821,634	854,690	1,101,197	2,577,521	1,257,442	826,649	441,565	1,197,224	13,295,725	
	収入合計	円	1,390,595	1,274,793	1,026,581	974,894	933,899	966,955	1,206,010	2,682,334	1,362,255	931,462	546,378	1,302,037	14,598,193	
合計	1日平均	人	341	328.3	310.5	298.6	299.3	300.8	329.2	454.1	318.9	265.9	235.6	349.7	319.7	
	1便平均	人	8.6	8.1	7.6	7.6	7.9	7.5	8.0	11.1	8.2	6.7	5.8	8.9	8.0	
	一般運送収入	円	1,879,547	1,689,773	1,431,002	1,397,394	1,340,622	1,320,750	1,646,171	3,084,878	1,739,527	1,192,652	761,052	1,788,256	19,271,624	
	収入合計	円	2,287,599	2,097,825	1,839,054	1,805,446	1,748,674	1,728,802	2,046,771	3,485,478	2,140,127	1,593,252	1,161,652	2,188,856	24,123,536	

桜井市の人口変化とコミュニティバス乗降数変化の比較

	人口	世帯数	輸送量		
			初瀬線	朝倉台線	多武峯線
17年度	62,876	22,465	32,243	9,466	
18年度	62,408	22,746	62,567	21,266	
19年度	62,246	23,023	57,106	20,807	
20年度	61,991	23,222	48,477	18,484	
21年度	61,799	23,484	42,901	16,937	
22年度	61,187	23,569	43,166	14,938	91,200
23年度	60,867	23,753	41,488	13,462	73,491
24年度	60,501	23,969	41,596	16,861	63,256
25年度	60,016	23,969	39,905	14,449	62,322

※人口、世帯数は前年度3月30日の数値



※コミュニティバスは平成17年10月からの運行

平成25年度桜井市デマンド型乗合タクシー利用実績

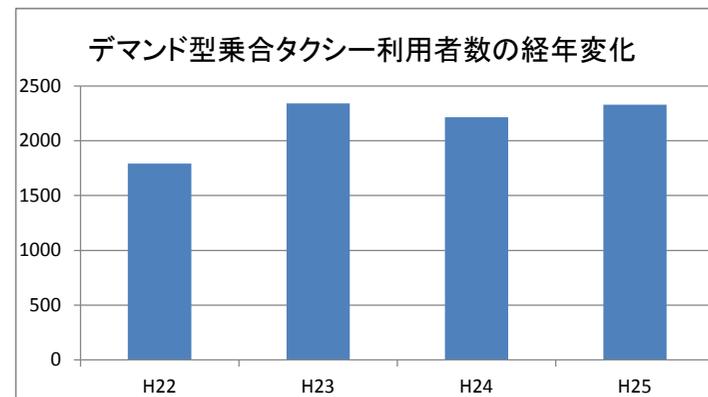
H25 H24
乗車数 ※ 乗車数 ※

利用者合計人数	2,331	502	2,215	277
(月曜日)	971	231	975	139
(木曜日)	800	198	718	85
(金曜日)	560	73	522	53
運行日数	143		144	
運行台数	761		741	
予約便	439		441	
予約の無い便	21		28	
予約率	95.4%		94.0%	
1便あたりの平均乗車人数	5.3		5.0	
1台あたりの平均乗車人数	3.1		3.0	

※うち1歳以上小学生以下もしくは障害者手帳をお持ちの方及びその介護者

	時刻	H25	H24
便毎の 総乗車人員	9:00	1143	1136
	10:00	58	54
	12:00	139	96
	14:00	755	680
	16:00	236	249
便毎の 予約率	9:00	99.3%	99.3%
	10:00	81.0%	69.8%
	12:00	97.7%	93.2%
	14:00	98.6%	97.9%
	16:00	90.3%	91.5%

	H25年度	平成24年度
運行経費	¥ 3,881,100	¥ 3,779,100
運賃収入	¥ 1,065,100	¥ 1,052,100
収支差額	¥ 2,816,000	¥ 2,727,000



平成 25 年度収支決算報告について

(歳 入)

(単位：円)

科 目			予 算 額	収入済額	差引増減	摘 要
款	項	目				
1	負担金	1 負担金	2,993,000	2,562,000	△ 431,000	桜井市負担金
2	補助金	1 補助金	2,992,000	2,562,000	△ 430,000	安心して暮らせる地域公共交通確保事業
4	諸収入	1 諸収入	0	135	135	預金利子
合 計			5,985,000	5,124,135	△ 860,865	

(歳 出)

科 目			予 算 額	支出済額	差引増減	摘 要
款	項	目				
2	事業費	1 事業費	5,985,000	5,124,000	861,000	桜井市地域公共交通総合連携計画策定支援業務委託料
合 計			5,985,000	5,124,000	861,000	

歳入決済額 5,124,135円
 歳出決済額 5,124,000円
 繰越金135円は、市歳入に収納します。

平成 25 年度の決算につき諸帳簿及び証拠書類と対照調査の結果、いずれも適正に執行され、上記のとおり決算には誤りはないものと認める。

平成 26 年 5 月 23 日

監査員 桜井市自治連合会会長

監査員 桜井市社会福祉協議会会長

河 全 淳 好
 奥 田 武 一

平成 27 年度

桜井市生活交通ネットワーク計画

桜井市地域公共交通活性化再生協議会
会長 元田 清士

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

(1) 目的

桜井市地域公共交通総合連携計画に基づき、公共交通空白地域の解消や買い物・通院、通学などの生活交通の確保を目的とし、桜井南部を運行対象とする「桜井市コミュニティバス多武峯線」、並びに桜井東部の上之郷地域(初瀬川上の一部(初瀬337番地内)を含む)における「デマンド型乗合タクシー」を運行し、地域住民の利用促進を積極的に図り、運行事業計画の改善をしながら、地域公共交通確保維持改善事業に取り組む。

(2) 必要性

本市の地域公共交通システムを確保するためには、基幹路線＝鉄道・路線バスと地域内路線(フィーダー機能を含む)＝コミュニティバス・デマンド型乗合タクシーなどの運行が必要である。

コミュニティバス多武峯線は、公共交通空白地域である桜井南部の多武峯地域における生活交通の確保及び登校のための交通手段として運行している。また、談山神社などの観光施設も沿線に存在しているため、観光振興の観点からも利用されている。

デマンド型乗合タクシーは、同じく公共交通空白地域である桜井東部の上之郷地域(初瀬川上の一部(初瀬337番地内)を含む)における生活交通の確保のために、鉄道駅や総合病院のある桜井市中心市街地を結び、高齢者等の通院などの手段として利用されている。

2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

年 度	目 標
平成 27 年度	月当たりの利用者数を前年度比で増加させる。
平成 28 年度	月当たりの利用者数を前年度比で増加させる。
平成 29 年度	月当たりの利用者数を前年度比で増加させる。

(2) 事業の効果

コミュニティバス多武峯線、デマンド型乗合タクシーの運行を維持確保することにより、沿線地域の交通弱者（高齢者等）の日常生活に必要な移動手段が確保される。また、地域住民の利用について継続的に検証し、地域のニーズ等を加味しながら、運行事業計画の見直しについて協議会で検討協議を重ねることで、地域に合った交通システムが構築される。

また、多武峯線については観光振興による地域活性化を見込むことができる。

3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者（表1）

（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」（6～8頁）を添付）

①路線図

（別添「桜井市コミュニティバス」路線図（9頁）参照）

②予定している時刻表・運行期間

（別添「桜井市コミュニティバス」時刻表（10, 11頁）参照）

③運送事業者の決定方法

コミュニティバス多武峯線運行事業者選定については、道路運送法第4条の規定に基づく一般旅客自動車運送事業の認可を受けている乗合バス事業者として、県内に奈良交通、三重交通、熊野交通の3社が存在する。但し、三重交通、熊野交通は桜井市を事業区域としておらず、当市で運行するためには事業区域の許可を得る必要があるため市内での運行は困難であり、市内又は近隣市町村に事業所又は営業所を有する事業者の中から選定することで円滑な運行を行うことができると考える。この条件を満たすのは、これまで桜井市内において路線バスを運行するとともに、宇陀市に営業所を有する事業者である奈良交通株式会社のみとなる。

また、デマンド型乗合タクシー運行事業者選定については、道路運送法第4条の規定に基づく一般乗合タクシー自動車運送事業の認可を受けたもののうち、市内の道路状況等に精通するとともに、予約受付システムが整備された事業者の中から選定する必要がある。

このことから、条件を満たすのは、市内に営業所を有しているタクシー事業者に絞られることから、奈良県タクシー協会桜井部会と協議した結果、上記条件を満たすのは日の丸交通株式会社のみとなる。

このことから、両路線運行事業者として、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約とし、コミュニティバス多武峯線は奈良交通株式会社、デマンド型乗合タクシーについては日の丸交通株式会社を運行委託事業者とした。

④地域内フィーダー系統の補足資料（既存交通や地域間交通との関係や整合性、新規性等）

多武峯線は地域内路線と位置付け、基幹路線である既存の公共交通機関の路線バス＝地域間基幹バス系統（奈良交通バス 天理桜井線・桜井菟田野線・桜井飛鳥線）や電車（JR西日本 桜井線・近畿日本鉄道 大阪線）に接続した。

また、デマンド型乗合タクシーについても多武峯線と同じく基幹路線である既存の公共交通機関の路線バス＝地域間基幹バス系統（奈良交通バス 天理桜井線・桜井菟田野線・桜井飛鳥線）や電車（JR西日本 桜井線・近畿日本鉄道 大阪線）に接続した。

具体的には、地域の最寄鉄道駅である「長谷寺駅」、桜井市中心市街地にある鉄道駅「桜井駅」とバス停留所「桜井駅北口」、地域の総合病院済生会中和病院と最寄バス停留所「仁王堂」との接続であり、地域住民の意見を聞きながらルートや時刻表等について協議し、生活路線となるよう調整した。

また、両路線とも平成22年度に地域公共交通活性化・再生総合事業として平成22～23年度の2年間、実証運行を実施している。

⑤運行事業者を選定した経緯

（上記「③運送事業者の決定方法」と同じ）

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額（表2）

（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表2」（12～17頁）を添付）

5. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

奈良交通株式会社、日の丸交通株式会社

6. 補助を受けようとする手続に係る利用状況等の継続的な測定手法

（活性化法法定協議会を補助対象事業者としていないため、該当なし）

7. 別表4及び別表4-1の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要（表3）

（地域フィーダー系統確保維持計画のため、記載なし）

8. 別表4及び別表4-1の補助事業の基準八に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧（表4）

（該当しないため、記載なし）

9. 地域公共交通確保維持事業を行う地域の概要（表5）

（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」（18、19頁）を添付）

10. 車両の取得に係る目的・必要性

（車両の取得を行わないため、記載なし）

11. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

（車両の取得を行わないため、記載なし）

12. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額（表6及び表7）

（車両の取得を行わないため、記載なし）

13. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画

（車両の取得を行わないため、記載なし）

14. 協議会の開催状況と主な議論

平成25年4月24日（平成25年度第1回）桜井市地域公共交通活性化再生会議

- ・ 平成24年度事業の事業報告、事業評価
- ・ 奈良県地域交通改善協議会幹事会報告

平成25年8月29日（平成25年度第2回）桜井市地域公共交通活性化再生会議

- ・ 桜井市地域公共交通総合連携計画の策定及び業者選定について
- ・ 「安心して暮らせる地域公共交通確保事業」の申請について

平成25年10月25日（平成25年度第3回）桜井市地域公共交通活性化再生会議

- ・ 奈良県地域交通改善協議会幹事会報告
- ・ 桜井市地域公共交通総合連携計画の策定及び業者選定結果について

平成26年1月17日（平成25年度第4回）桜井市地域公共交通活性化再生会議

- ・ 消費税増税に伴う桜井市コミュニティバス運賃の変更について
- ・ 桜井市地域公共交通総合連携計画策定業務の中間報告について

平成26年2月20日（平成25年度第5回）桜井市地域公共交通活性化再生会議

- ・ 奈良県地域交通改善協議会報告
- ・ 桜井市地域公共交通総合連携計画（案）について

15. 利用者等の意見の反映状況

桜井市地域公共交通活性化再生会議（法定協議会）の構成員に、住民又は利用者の代表として「桜井市自治連合会長」、「(社)桜井市社会福祉協議会長」、「桜井市老人クラブ連合会長」の代表者から意見を反映して本計画を作成した。

16. 協議会メンバーの構成

市長またはその指名する者	副市長
一般乗合自動車運送事業者、その他一般旅客自動車運送者及びその組織する団体	奈良交通(株)、(社)奈良県バス協会、奈良県タクシー協会、(社)奈良県タクシー協会桜井部会
住民又は利用者の代表	桜井市自治連合会長、(社)桜井市社会福祉協議会長、桜井市老人クラブ連合会長
近畿運輸局長（奈良運輸支局長）又はその指名する者	近畿運輸局奈良運輸支局長
一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体	奈良県交通運輸産業労働組合協議会
奈良県の関係行政機関の職員	奈良県県土マネジメント部地域交通課長、奈良県桜井土木事務所長、奈良県桜井警察署長

17. 地域協働推進事業計画の認定を受け、地域間幹線系統確保維持事業の特例措置を受ける場合は、対象とする系統について、利用促進に向けた継続的かつ計画的な取組みの内容並びに当該取組の実施主体及び推進体制並びに当該系統の輸送量の増加目標

(地域間幹線系統確保維持事業の特例措置を行わないため、該当なし)

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 奈良県桜井市栗殿432番地の1

(所 属) 桜井市市長公室行政経営課

(氏 名) 高井 勇人

(電 話) 0744-42-9111 (代)

(e-mail) kikaku@city.sakurai.nara.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

27年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名	地域間幹線／地域内フィーダーの別	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)			
					乗合バス型／デマ ンド型の別	基準口で該 当する要件	接続する補助対 象地域間幹線系 統等と接続確保策	基準二で該 当する要件
奈良県 (桜井市)	奈良交通(株)	多武峯線	地域内 フィーダー	4,534	乗合バス型	①	桜井駅停留所にて 奈良交通(株)が運行 する天理桜井線及 び桜井菟田野線と 接続(近接)	③
	日の丸交通(株)	デマ ンド型乗合 タクシー	地域内 フィーダー	512	デマ ンド型	①		③
合 計				5,046				

- (注)
1. 「地域内フィーダー系統の基準適合」は地域内フィーダー系統を記載する場合のみ記載する。
 2. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
 3. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

28年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名	地域間幹線／地域内フィーダーの別	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)			
					乗合バス型／デマ ンド型の別	基準口で該 当する要件	接続する補助対 象地域間幹線系 統等と接続確保策	基準二で該 当する要件
奈良県 (桜井市)	奈良交通(株)	多武峯線	地域内 フィーダー	4,551	乗合バス型	①	桜井駅停留所にて 奈良交通(株)が運行 する天理桜井線及 び桜井菟田野線と 接続(近接)	③
	日の丸交通(株)	デマ ンド型乗合 タクシー	地域内 フィーダー	512	デマ ンド型	①		③
合 計				5,063				

- (注)
1. 「地域内フィーダー系統の基準適合」は地域内フィーダー系統を記載する場合のみ記載する。
 2. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
 3. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

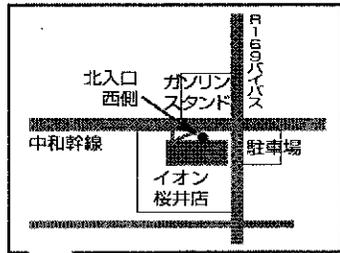
29年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名	地域間幹線／地域内フィーダーの別	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)			
					乗合バス型／デマ ンド型の別	基準口で該 当する要件	接続する補助対 象地域間幹線系 統等と接続確保策	基準二で該 当する要件
奈良県 (桜井市)	奈良交通(株)	多武峯線	地域内 フィーダー	4,534	乗合バス型	①	桜井駅停留所にて 奈良交通(株)が運行 する天理桜井線及 び桜井菟田野線と 接続(近接)	③
	日の丸交通(株)	デマ ンド型乗合 タクシー	地域内 フィーダー	512	デマ ンド型	①		③
合 計				5,046				

- (注)
1. 「地域内フィーダー系統の基準適合」は地域内フィーダー系統を記載する場合のみ記載する。
 2. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
 3. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

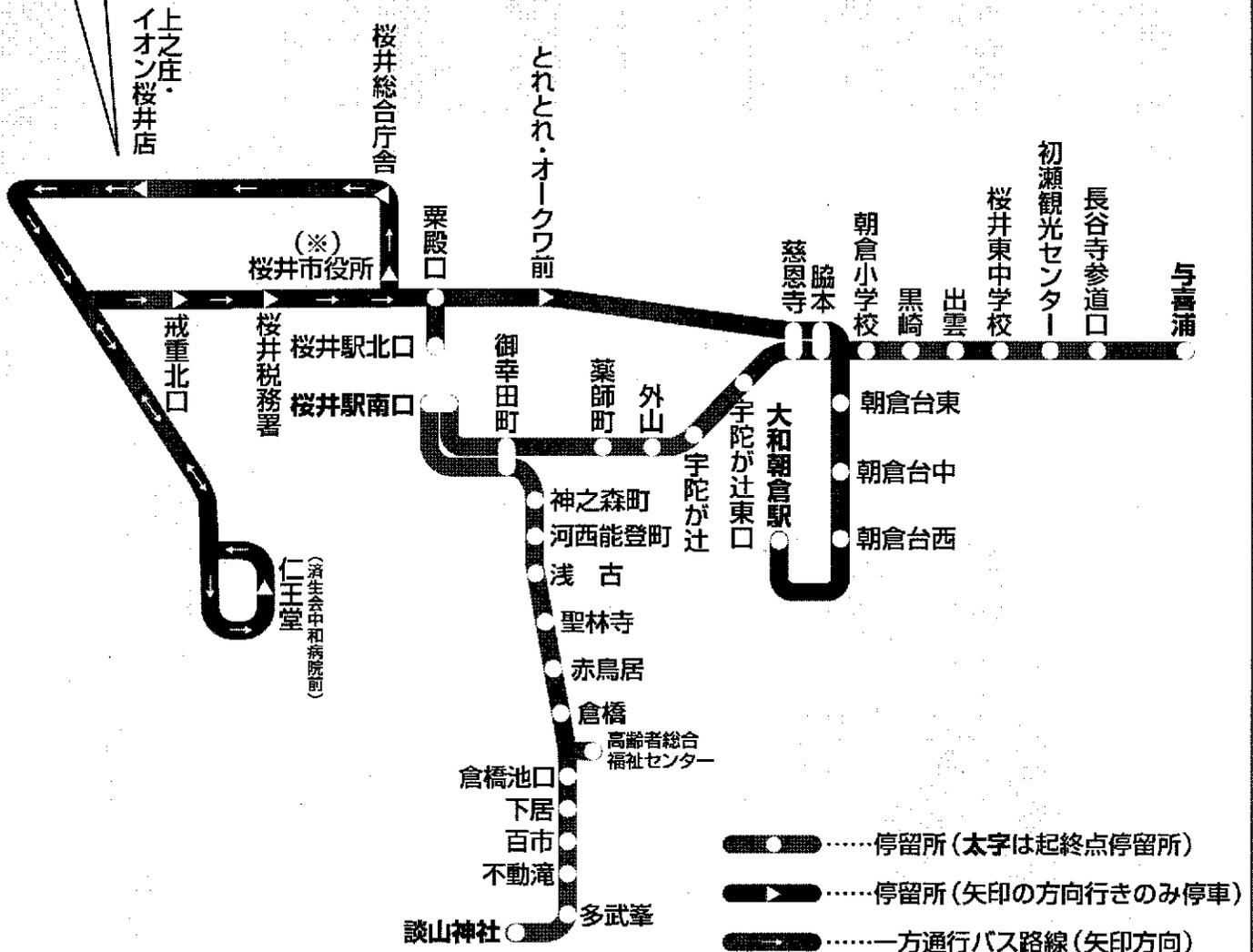
桜井市コミュニティバス路線図

バス停車位置



路線名

- 桜井初瀬線
- 朝倉台線
- 多武峯線



※……奈良交通路線バス停留所名は「桜井市庁前」

桜井市コミュニティバスで実施している割引制度について

桜井市に在住、在勤、通学されている方は、運賃上限が300円になる割引を実施しています。
割引を希望される方は、「桜井市コミュニティバス多武峯線乗車証」を桜井市役所行政経営課で発行しておりますので、下記までお問い合わせください。
桜井市役所 本庁2階 行政経営課
電話番号:0744-42-9111(内線256)

◆桜井市コミュニティバスに関するお問い合わせは……

奈良交通榛原営業所 ☎0745-82-2201
桜井市役所行政経営課 ☎0744-42-9111(内線256)

■桜井初瀬線(桜井駅南口→与喜浦)

桜井駅南口	7:25	7:55	8:36	9:55	11:48	13:45	14:50	15:45	16:45	17:45
御幸田町	7:28	7:58	8:39	9:58	11:51	13:48	14:53	15:48	16:48	17:48
業師町	7:29	7:59	8:40	9:59	11:52	13:49	14:54	15:49	16:49	17:49
外山	7:30	8:00	8:41	10:00	11:53	13:50	14:55	15:50	16:50	17:50
宇陀が辻	7:31	8:01	8:42	10:01	11:54	13:51	14:56	15:51	16:51	17:51
宇陀が辻東口	7:32	8:02	8:43	10:02	11:55	13:52	14:57	15:52	16:52	17:52
慈恩寺	7:33	8:03	8:44	10:03	11:56	13:53	14:58	15:53	16:53	17:53
臨本	7:35	8:05	8:46	10:05	11:58	13:55	15:00	15:55	16:55	17:55
朝倉小学校	7:36	8:06	8:47	10:06	11:59	13:56	15:01	15:56	16:56	17:56
黒崎	7:37	8:07	8:48	10:07	12:00	13:57	15:02	15:57	16:57	17:57
出雲	7:38	8:08	8:49	10:08	12:01	13:58	15:03	15:58	16:58	17:58
桜井東中学校	7:40	8:10	8:51	10:10	12:03	14:00	15:05	16:00	17:00	18:00
初瀬観光センター	7:41	8:11	8:52	10:11	12:04	14:01	15:06	16:01	17:01	18:01
長谷寺参道口	7:42	8:12	8:53	10:12	12:05	14:02	15:07	16:02	17:02	18:02
与喜浦	7:45	8:15	8:56	10:15	12:08	14:05	15:10	16:05	17:05	18:05

◆運行ルート

■桜井初瀬線 桜井駅南口～宇陀が辻～慈恩寺
～与喜浦

◆運行日 毎日

☐は学校休日運休

運賃

桜井初瀬線・大人

※小児運賃は半額、
10円未満の端数は10円単位に切り上げ。

									桜井駅南口	190
									外山	210
									宇陀が辻	190
									宇陀が辻東口	190
									慈恩寺	190
									臨本	190
									黒崎	190
									朝倉小学校	190
									出雲	190
									業師町	190
									御幸田町	190
									桜井駅南口	190
									与喜浦	190
									宇陀が辻	210
									宇陀が辻東口	260
									慈恩寺	260
									臨本	260
									黒崎	260
									朝倉小学校	260
									出雲	260
									業師町	260
									御幸田町	260
									桜井駅南口	260
									与喜浦	260

■桜井初瀬線(与喜浦→桜井駅南口)

与喜浦	8:02	9:01	10:25	12:20	14:15	15:15	16:15	17:15	18:15
長谷寺参道口	8:04	9:03	10:27	12:22	14:17	15:17	16:17	17:17	18:17
初瀬観光センター	8:05	9:04	10:28	12:23	14:18	15:18	16:18	17:18	18:18
桜井東中学校	8:06	9:05	10:29	12:24	14:19	15:19	16:19	17:19	18:19
出雲	8:08	9:07	10:31	12:26	14:21	15:21	16:21	17:21	18:21
黒崎	8:09	9:08	10:32	12:27	14:22	15:22	16:22	17:22	18:22
朝倉小学校	8:10	9:09	10:33	12:28	14:23	15:23	16:23	17:23	18:23
臨本	8:11	9:10	10:34	12:29	14:24	15:24	16:24	17:24	18:24
慈恩寺	8:13	9:12	10:36	12:31	14:26	15:26	16:26	17:26	18:26
宇陀が辻東口	8:14	9:13	10:37	12:32	14:27	15:27	16:27	17:27	18:27
宇陀が辻	8:15	9:14	10:38	12:33	14:28	15:28	16:28	17:28	18:28
外山	8:16	9:15	10:39	12:34	14:29	15:29	16:29	17:29	18:29
業師町	8:17	9:16	10:40	12:35	14:30	15:30	16:30	17:30	18:30
御幸田町	8:18	9:17	10:41	12:36	14:31	15:31	16:31	17:31	18:31
桜井駅南口	8:21	9:20	10:44	12:39	14:34	15:34	16:34	17:34	18:34

3線共通運賃表

区分	対象	運賃
幼児	1歳以上 小学生未満	・大人か小児の同伴1人につき1人目までは無料、2人目からはそれぞれ小児運賃 ・幼児の単独乗車は小児運賃
	乳児	1歳未満
障害者	障害者手帳を持っている人	対象運賃の半額(運賃支払いの際、障害者手帳を提示してください) ※10円未満の端数は10円単位に切り上げ

■朝倉台線 大和朝倉駅→仁王堂(済生会中和病院前)→大和朝倉駅

大和朝倉駅	9:00	10:20	11:45	13:00	14:20	15:40
朝倉台西	9:02	10:22	11:47	13:02	14:22	15:42
朝倉台中	9:03	10:23	11:48	13:03	14:23	15:43
朝倉台東	9:04	10:24	11:49	13:04	14:24	15:44
臨本	9:05	10:25	11:50	13:05	14:25	15:45
慈恩寺	9:07	10:27	11:52	13:07	14:27	15:47
栗殿口	9:14	10:34	11:59	13:14	14:34	15:54
桜井駅北口	9:17	10:37	12:02	13:17	14:37	15:57
栗殿口	9:18	10:38	12:03	13:18	14:38	15:58
桜井市役所	9:20	10:40	12:05	13:20	14:40	16:00
桜井総合庁舎	9:21	10:41	12:06	13:21	14:41	16:01
上之庄・イオン桜井店	9:25	10:45	12:10	13:25	14:45	16:05
仁王堂	9:34	10:54	12:19	13:34	14:54	16:14
戒重北口	9:39	10:59	12:24	13:39	14:59	16:19
桜井税務署	9:41	11:01	12:26	13:41	15:01	16:21
栗殿口	9:43	11:03	12:28	13:43	15:03	16:23
桜井駅北口	9:46	11:06	12:31	13:46	15:06	16:26
栗殿口	9:47	11:07	12:32	13:47	15:07	16:27
とんとん・オークワ前	9:50	11:10	12:35	13:50	15:10	16:30
慈恩寺	9:54	11:14	12:39	13:54	15:14	16:34
臨本	9:55	11:15	12:40	13:55	15:15	16:35
朝倉台東	9:59	11:19	12:44	13:59	15:19	16:39
朝倉台中	10:00	11:20	12:45	14:00	15:20	16:40
朝倉台西	10:01	11:21	12:46	14:01	15:21	16:41
大和朝倉駅	10:04	11:24	12:49	14:04	15:24	16:44

◆運行ルート

大和朝倉駅→慈恩寺→栗殿口→桜井駅北口→桜井市役所→上之庄・イオン桜井店→仁王堂(済生会中和病院前)→桜井税務署→桜井駅北口→とんとん・オークワ前→大和朝倉駅

◆運行日

月曜～金曜(土曜・日曜・祝日・年末年始は運休)

運賃

朝倉台線・大人

										大和朝倉駅	190
										慈恩寺	190
										栗殿口	190
										桜井駅北口	220
										栗殿口	270
										桜井市役所	280
										上之庄・イオン桜井店	290
										仁王堂	190
										戒重北口	240
										桜井税務署	240
										栗殿口	240
										桜井駅北口	240
										とんとん・オークワ前	190
										慈恩寺	190
										臨本	190
										朝倉台東	190
										朝倉台中	190
										朝倉台西	190
										大和朝倉駅	190
										慈恩寺	220
										栗殿口	220
										桜井駅北口	220
										栗殿口	250
										桜井市役所	250
										上之庄・イオン桜井店	250
										仁王堂	250
										戒重北口	250
										桜井税務署	250
										栗殿口	250
										桜井駅北口	250
										とんとん・オークワ前	250
										慈恩寺	250
										臨本	250
										朝倉台東	250
										朝倉台中	250
										朝倉台西	250
										大和朝倉駅	250

※小児運賃は半額、
10円未満の端数は10円単位に切り上げ。

多武峯線(桜井駅南口→談山神社)

桜井駅南口	7:08	8:12	9:25	10:50	12:50	14:00	15:05	16:06	17:25	19:05
御幸田町	7:11	8:15	9:28	10:53	12:53	14:03	15:08	16:09	17:28	19:08
神之森町	7:13	8:17	9:30	10:55	12:55	14:05	15:10	16:11	17:30	19:10
河西能登町	7:14	8:18	9:31	10:56	12:56	14:06	15:11	16:12	17:31	19:11
浅古	7:15	8:19	9:32	10:57	12:57	14:07	15:12	16:13	17:32	19:12
聖林寺	7:16	8:20	9:33	10:58	12:58	14:08	15:13	16:14	17:33	19:13
赤鳥居	7:17	8:21	9:34	10:59	12:59	14:09	15:14	16:15	17:34	19:14
倉橋	7:18	8:22	9:35	11:00	13:00	14:10	15:15	16:16	17:35	19:15
高齢者総合福祉センター	—	—	9:36	11:01	—	—	—	—	—	—
倉橋池口	7:19	8:23	9:37	11:02	13:01	14:11	15:16	16:17	17:36	19:16
下居	7:21	8:25	9:39	11:04	13:03	14:13	15:18	16:19	17:38	19:18
百市	7:25	8:29	9:43	11:08	13:07	14:17	15:22	16:23	17:42	19:22
不動滝	7:27	8:31	9:45	11:10	13:09	14:19	15:24	16:25	17:44	19:24
多武峯	7:28	8:32	9:46	11:11	13:10	14:20	15:25	16:26	17:45	19:25
談山神社	7:32	8:36	9:51	11:16	13:14	14:24	15:29	16:30	17:49	19:29

多武峯線(談山神社→桜井駅南口)

談山神社	8:34	7:35	8:40	9:54	11:19	13:17	14:28	15:32	16:35	17:52
多武峯	8:37	7:38	8:43	9:57	11:22	13:20	14:31	15:35	16:38	17:55
不動滝	8:38	7:39	8:44	9:58	11:23	13:21	14:32	15:36	16:39	17:56
百市	8:40	7:41	8:46	10:00	11:25	13:23	14:34	15:38	16:41	17:58
下居	8:43	7:44	8:49	10:03	11:28	13:26	14:37	15:41	16:44	18:01
倉橋池口	8:45	7:46	8:51	10:05	11:30	13:28	14:39	15:43	16:46	18:03
高齢者総合福祉センター	—	—	—	—	—	—	—	15:44	16:47	—
倉橋	8:46	7:47	8:52	10:06	11:31	13:29	14:40	15:45	16:48	18:04
赤鳥居	8:47	7:48	8:53	10:07	11:32	13:30	14:41	15:46	16:49	18:05
聖林寺	8:48	7:49	8:54	10:08	11:33	13:31	14:42	15:47	16:50	18:06
浅古	8:49	7:50	8:55	10:09	11:34	13:32	14:43	15:48	16:51	18:07
河西能登町	8:50	7:51	8:56	10:10	11:35	13:33	14:44	15:49	16:52	18:08
神之森町	8:52	7:53	8:58	10:12	11:37	13:35	14:46	15:51	16:54	18:10
御幸田町	8:54	7:55	9:00	10:14	11:39	13:37	14:48	15:53	16:56	18:12
桜井駅南口	8:59	8:00	9:05	10:19	11:44	13:42	14:53	15:59	17:02	18:17

◆運行ルート

桜井駅南口～倉橋池口～
多武峯～談山神社

◆運行日 毎日

☐ …土曜日・日祝日は運休

◆ …「高齢者総合福祉センター」には、センター開館日のみ乗り入れを行います。センター開館日は、下記を除く水曜日～日曜日になります。

- ・祝日の翌日
- ・1月1日から同月3日
- ・12月29日から同月31日

開館日について不明な点がありましたら、高齢者総合福祉センターに直接お問い合わせください。

電話番号:0744-43-1658

運賃

多武峯線・大人

※小児運賃は半額、10円未満の端数は10円単位に切り上げ。

		終点別	
		距離別	距離別
		190	190
		聖林寺	190 190 230
		倉橋 倉橋池口	190 210 220 280
		下居	190 190 240 260 330
		(自由乗降)百市	190 210 250 300 330 380
		多武峯	190 220 260 300 360 380 430
		談山神社	190 220 280 330 370 420 440 490

高齢者総合福祉センターをご利用の方へ

平成26年4月からの浴場再開に伴い、高齢者総合福祉センター利用者を対象とした、コミュニティバス多武峯線についてのサービスを下記の通り実施しています。

新しくバス停ができます!

センター開館日の午前2便、午後2便について、センターの入口までバスの乗り入れを行っています。対象の便については、時刻表をご覧ください。

運賃割引制度を実施しています!

高齢者総合福祉センターを利用し、バス停「倉橋池口」またはバス停「高齢者総合福祉センター」で乗降された方に対し、片道の運賃を100円にする割引を実施しています。ご利用の際は、運賃を支払うときに、高齢者総合福祉センターの入館証を運転手に見せ、100円をお支払ください。高齢者総合福祉センターの入館証は、桜井市高齢福祉課で発行しておりますので、下記にお問い合わせください。

問い合わせ先:桜井市役所 分庁舎1階 高齢福祉課 電話番号:0744-42-9111(内線274)

桜井から関西空港がより身近に
桜井駅北口 ↔ 関西国際空港

リムジンバス運行中!

所要時間
約95分

関西国際空港利用促進キャンペーン

行こう! 飛ぼう! 関空!

毎日3往復

桜井駅北口発車時刻

5:30(奈) 6:30(奈) 7:30(関)

関西国際空港発車時刻

19:00(南) 20:00(奈) 21:00(奈)

(奈)→奈良交通 (関)→関西空港交通 (南)→南海バス

■運賃 1,950円(大人・片道)
3,700円(大人・往復)
(大和八木駅発と同額)

■予約・問い合わせ先——
奈良交通バス予約センター
☎0742-22-5110

「停めて」その場で「乗る」
パーク&ライド実施

- 対象者
桜井駅北口→関西国際空港間、リムジンバスを利用する方(片道利用でも可)
桜井駅北口→新宿間、夜行高速バス「五條新宿線」を利用する方(片道利用でも可)
- 利用駐車場 桜井市桜井駅北口駐車場
- 利用料金 通常料金の半額(1日最高500円)
- ご利用方法
①駐車場入場の際、駐車券をお取りください。
②乗車するリムジンバスまたは夜行高速バスの乗務員に駐車券を提示し、検印を受けてください。
③駐車場出場の際、検印を受けた駐車券を係員に提示し、料金をお支払ください。
- パーク&ライドのお問い合わせ
桜井市役所都市計画課
☎0744-42-9111(内線222)
- リムジンバス・夜行高速バスのお問い合わせ
奈良交通バス予約センター
☎0742-22-5110

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【乗合バス型(路線定期・路線不定期)運行】用)

事業者名	奈良交通株式会社	平成27年度
------	----------	--------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度(基準期間 [※])の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	8,505,624千円	営業外収益	104,405千円	経常収益(イ)	8,610,029千円
	営業費用	9,400,195千円	営業外費用	85,600千円	経常費用(ロ)	9,485,795千円
	営業損益	▲894,571千円	営業外損益	18,805千円	経常損益	▲875,766千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	19,617,442.6 km			経常収支率	90.76%	

基準期間の前年度の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	8,555,209千円	営業外収益	121,263千円	経常収益(イ')	8,676,472千円
	営業費用	9,391,091千円	営業外費用	94,764千円	経常費用(ロ')	9,485,855千円
	営業損益	▲835,882千円	営業外損益	26,499千円	経常損益	▲809,383千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')	19,689,537.3 km			経常収支率	91.46%	

基準期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	8,865,058千円	営業外収益	124,005千円	経常収益(イ'')	8,989,063千円
	営業費用	9,810,811千円	営業外費用	107,315千円	経常費用(ロ'')	9,918,126千円
	営業損益	▲945,753千円	営業外損益	16,690千円	経常損益	▲929,063千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')	20,101,658.5 km			経常収支率	90.63%	

(補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間に於ける実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) $\frac{\text{ロ}'}{\text{ハ}'} = \text{a}$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) $\frac{\text{ロ}''}{\text{ハ}''} = \text{b}$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間) $\frac{\text{ロ}}{\text{ハ}} = \text{c}$	平均増減率 $\frac{((\text{b} \div \text{a}) - 1) + ((\text{c} \div \text{b}) - 1)}{2} = \text{d}$
南近畿	493円.39銭	481円.77銭	483円.53銭	-0.9%

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 $\text{c} \times (1 + (\text{d} \div 2)) = \text{ニ}$	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
南近畿	478円.75銭	407円.72銭	407円.72銭	438円.89銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行回数	系統キロ程	補助ブロック外乗入部分のキロ程	同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程	補助ブロック外乗り入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗り入れ部分以外のキロ程の比率	計画実車走行キロ
			起点	主な経由地	終点						
南近畿	1	多武峯線	桜井南口	多武峯	BS山形	365日	往8.1km (平均) 復8.1km 8.1km	往0.0Km (平均) 復0.0Km 0.0Km	往0.0Km (平均) 復0.0Km 0.0Km	100.00%	56,116.8km
合計	系統						往8.1km 復8.1km 8.1km	往. Km 復. Km . Km	往. Km 復. Km . Km		56,116.8km

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額	補助対象系統のキロ当たり経常収益(ノの額)	補助対象系統の経常収益の見込額	補助対象経常費用から経常収益を控除した額	ヨのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの	補助対象経費	補助対象経費の1/2	国庫補助上限額	国庫補助金内定申請額(ネ又はホのうちいずれか少ないほうの額)
		ヘ×ヲ以下の額:ワ	ト	ト×ヲ以上の額:カ	ワーカ=ヨ	ヨ×ル=ソ	ツ	ツ×1/2=ネ	ナ	ラ
南近畿	1	22,879,941円	246円.11銭	13,810,906円	9,069,035円	9,069,035円	9,069千円	4,534.5千円		
合計		22,879,941円	246円.11銭	13,810,906円	9,069,035円	9,069,035円	9,069千円	4,534千円	7,708千円	4,534千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額	損失額から国庫補助額を控除した額	ウの負担者とその負担割合															
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的な概要							
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合								
南近畿	1	13,055,012円																	
合計		13,055,012円	8,521,012円		%		100%		%										

(補助対象系統のキロ当たり経常収益の算定表)

補助ブロック名	申請番号	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 (基準期間の前々年度) e	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 (基準期間の前年度) f	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 (基準期間 [※]) g	平均増減率 $\frac{((\text{f} \div \text{e}) - 1) + ((\text{g} \div \text{f}) - 1)}{2} = \text{h}$	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 $\text{g} \times (1 + (\text{h} \div 2)) = \text{ノ}$
南近畿	1	317円.66銭	228円.86銭	262円.98銭	▲6.52%	246円.11銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【乗合バス型(路線定期・路線不定期)運行】用)

事業者名	奈良交通株式会社	平成28年度
------	----------	--------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度(基準期間 [※])の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	8,505,624千円	営業外収益	104,405千円	経常収益(イ)	8,610,029千円
	営業費用	9,400,195千円	営業外費用	85,600千円	経常費用(ロ)	9,485,795千円
	営業損益	▲894,571千円	営業外損益	18,805千円	経常損益	▲875,766千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	19,617,442.6 km			経常収支率	90.76%	

基準期間の前年度の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	8,555,209千円	営業外収益	121,263千円	経常収益(イ')	8,676,472千円
	営業費用	9,391,091千円	営業外費用	94,764千円	経常費用(ロ')	9,485,855千円
	営業損益	▲835,882千円	営業外損益	26,499千円	経常損益	▲809,383千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')	19,689,537.3 km			経常収支率	91.46%	

基準期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	8,865,058千円	営業外収益	124,005千円	経常収益(イ'')	8,989,063千円
	営業費用	9,810,811千円	営業外費用	107,315千円	経常費用(ロ'')	9,918,126千円
	営業損益	▲945,753千円	営業外損益	16,690千円	経常損益	▲929,063千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')	20,101,658.5 km			経常収支率	90.63%	

(補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間に於ける実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度) $\frac{\text{ロ}'}{\text{ハ}'}$ = a	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前年度) $\frac{\text{ロ}}{\text{ハ}}$ = b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間) $\frac{\text{ロ}''}{\text{ハ}''}$ = c	平均増減率 $\frac{((b \div a) - 1) + ((c \div b) - 1)}{2} = d$
南近畿	493円.39銭	481円.77銭	483円.53銭	-0.9%

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 $c \times (1 + (d \div 2)) = \text{ニ}$	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
南近畿	478円.75銭	407円.72銭	407円.72銭	438円.89銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回数	系統キロ程		補助ブロック外乗入部分のキロ程		同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程	補助ブロック外乗り入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗り入れ部分以外のキロ程の比率	計画実車走行キロ
			起点	主な経由地	終点			チ	リ	ヌ	ル			
南近畿	1	多武峯線	桜井南口	多武峯	BS山形	366日	3477回	往8.1km 復8.1km	(平均) 8.1km	往0.0Km 復0.0Km	0.0Km	往0.0Km 復0.0Km	100.00%	56,327.4km
合計	系統							往8.1km 復8.1km	8.1km	往. Km 復. Km	. Km	往. Km 復. Km		56,327.4km

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額	補助対象系統のキロ当たり経常収益(ノの額)	補助対象系統の経常収益の見込額	補助対象経常費用から経常収益を控除した額	ヨのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの	補助対象経費	補助対象経費の1/2	国庫補助上限額	国庫補助金内定申請額(ネ又はノのうちいずれか少ないほうの額)
		ヘ×ヲ以下の額:ワ	ト	ト×ヲ以上の額:カ	ワーカ=ヨ	ヨ×ル=ソ	ツ	ツ×1/2=ネ	ナ	ラ
南近畿	1	22,965,807円	246円.11銭	13,862,737円	9,103,070円	9,103,070円	9,103千円	4,551.5千円		
合計		22,965,807円	246円.11銭	13,862,737円	9,103,070円	9,103,070円	9,103千円	4,551千円	7,708千円	4,551千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額	損失額から国庫補助額を控除した額	ウの負担者とその負担割合										
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的な概要		
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合			
南近畿	1	13,104,005円												
合計		13,104,005円	8,553,005円		%	円	100%	円	%	円	%			

(補助対象系統のキロ当たり経常収益の算定表)

補助ブロック名	申請番号	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(基準期間の前々年度) e	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(基準期間の前年度) f	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(基準期間 [※]) g	平均増減率 $\frac{(((f \div e) - 1) + ((g \div f) - 1))}{2} = h$	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 $g \times (1 + (h \div 2)) = \text{ノ}$
南近畿	1	317円.66銭	228円.86銭	262円.98銭	▲6.52%	246円.11銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【乗合バス型(路線定期・路線不定期)運行】用)

事業者名	奈良交通株式会社	平成29年度
------	----------	--------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度(基準期間 [※])の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	8,505,624千円	営業外収益	104,405千円	経常収益(イ)	8,610,029千円
	営業費用	9,400,195千円	営業外費用	85,600千円	経常費用(ロ)	9,485,795千円
	営業損益	▲894,571千円	営業外損益	18,805千円	経常損益	▲875,766千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	19,617,442.6 km			経常収支率	90.76%	

基準期間の前年度の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	8,555,209千円	営業外収益	121,263千円	経常収益(イ')	8,676,472千円
	営業費用	9,391,091千円	営業外費用	94,764千円	経常費用(ロ')	9,485,855千円
	営業損益	▲835,882千円	営業外損益	26,499千円	経常損益	▲809,383千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')	19,689,537.3 km			経常収支率	91.46%	

基準期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	8,865,058千円	営業外収益	124,005千円	経常収益(イ'')	8,989,063千円
	営業費用	9,810,811千円	営業外費用	107,315千円	経常費用(ロ'')	9,918,126千円
	営業損益	▲945,753千円	営業外損益	16,690千円	経常損益	▲929,063千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')	20,101,658.5 km			経常収支率	90.63%	

(補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間に於ける実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ'÷ハ' = a	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ÷ハ = b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ = c	平均増減率 (((b÷a)-1)+((c÷b)-1))÷2 = d
南近畿	493円.39銭	481円.77銭	483円.53銭	-0.9%

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 c × (1+(d÷2)) ² = 二	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 二とホのいずれか少ない額 へ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
南近畿	478円.75銭	407円.72銭	407円.72銭	438円.89銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行回数	系統キロ程	補助ブロック外乗入部分のキロ程	同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程	補助ブロック外乗り入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗り入れ部分以外のキロ程の比率	計画実車走行キロ
			起点	主な経由地	終点						
南近畿	1	多武峯線	桜井南口	多武峯	BS山形	365日	往8.1km 復8.1km	往0.0Km 復0.0Km	往0.0Km 復0.0Km	100.00%	56,116.8km
合計	系統						往8.1km 復8.1km	往. Km 復. Km	往. Km 復. Km		56,116.8km

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額	補助対象系統のキロ当たり経常収益(ノの額)	補助対象系統の経常収益の見込額	補助対象経常費用から経常収益を控除した額	ヨのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの	補助対象経費	補助対象経費の1/2	国庫補助上限額	国庫補助金内定申請額(ネ又はホのうちいずれか少ないほうの額)
		ヘ×ヲ以下の額:ワ	ト	ト×ヲ以上の額:カ	ワーカ=ヨ	ヨ×ル=ソ	ツ	ツ×1/2=ネ	ナ	ラ
南近畿	1	22,879,941円	246円.11銭	13,810,906円	9,069,035円	9,069,035円	9,069千円	4,534.5千円		
合計		22,879,941円	246円.11銭	13,810,906円	9,069,035円	9,069,035円	9,069千円	4,534千円	7,708千円	4,534千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額	損失額から国庫補助額を控除した額	ウの負担者とその負担割合														
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的な概要						
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合							
南近畿	1	13,055,012円																
合計		13,055,012円	8,521,012円		%		100%		%		%		%					

(補助対象系統のキロ当たり経常収益の算定表)

補助ブロック名	申請番号	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 (基準期間の前々年度) e	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 (基準期間の前年度) f	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 (基準期間 [※]) g	平均増減率 (((f÷e)-1)+((g÷f)-1))÷2 = h	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 g × (1+(h÷2)) ² = ノ
南近畿	1	317円.66銭	228円.86銭	262円.98銭	▲6.52%	246円.11銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【デマンド型(区域)運行】用)

事業者名	日の丸交通株式会社	平成27年度
------	-----------	--------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度の損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	1,119 千円	営業外収益	116 千円	経常収益(イ)	1,235 千円
	営業費用	3,862 千円	営業外費用	56 千円	経常費用(ロ)	3,918 千円
	営業損益	▲ 2,743 千円	営業外損益	60 千円	経常損益	▲ 2,683 千円
補助対象期間の前々年度の保有車両数(ハ)	4 台	補助対象期間の前々年度の1台あたりサービス提供時間(ニ)	203.6 時間	経常収支率	31.5 %	

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用 ホとへのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
南近畿	4810円.90銭	2714円.33銭	2714円.33銭	1516円.45銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回数	1回あたりサービス提供時間		リのうち補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間		リのうち同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間	補助ブロック外乗入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入れ部分以外のサービス提供時間の比率 (リ-(ヌ+ル)÷リ=ヲ	計画サービス提供時間
			発地	営業区域	着地			リ	ヌ	ル	ワ			
南近畿	1	乗合タクシー	上之郷地域	上之郷地域	****	146 日	799 回	1.07 時間	0 時間	0 時間	0 時間	100.00%	855.2 時間	
合計	系統							1.07 時間	0 時間	0 時間	0 時間		855.2 時間	

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額	経常収益の見込額	補助対象経常費用から経常収益を控除した額	タのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの	補助対象経費	補助対象経費の1/2	国庫補助上限額	国庫補助金内定申請額(ナ又はラのうちいずれか少ないほうの額)
		ト×ワ以下の額:カ	チ×ワ以上の額:ヨ	カーヨ=タ	タ×ヲ=ツ	ネ	ネ×1/2=ナ	ラ	ム
南近畿	1	2,321,295 円	1,296,869 円	1,024,426 円	1,024,426 円	1,024 千円	512.0 千円		
合計		2,321,295 円	1,296,869 円	1,024,426 円	1,024,426 円	1,024 千円	512千円	5,000千円	512 千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額	損失額から国庫補助額を控除した額	ノの負担者とその負担割合									
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要	
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
南近畿	1	2,817,412 円											
合計		2,817,412 円	2,816,900 円	円	%	2,816,900 円	100 %	円	%	円	%		

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【デマンド型(区域)運行】用)

事業者名	日の丸交通株式会社	平成28年度
------	-----------	--------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	1,119 千円	営業外収益	116 千円	経常収益(イ)	1,235 千円
	営業費用	3,862 千円	営業外費用	56 千円	経常費用(ロ)	3,918 千円
	営業損益	▲ 2,743 千円	営業外損益	60 千円	経常損益	▲ 2,683 千円
補助対象期間の 前々年度の 保有車両数 (ハ)	4 台	補助対象期間の 前々年度の 1台あたりサービス 提供時間(ニ)	203.6 時間	経常収支率	31% %	

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の 時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり 標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用 ホとへのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
南近畿	4810円. 90銭	2714円. 33銭	2714円. 33銭	1516円. 45銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック名	申請 番号	運行 系統名	運行系統			計画運行 日数	計画運行 回数	1回あたりサービス提 供時間		リのうち補助ブロック外 乗入部分に係るサービス 提供時間		リのうち同一補助 ブロック 市区町村外乗入 部分に係るサービ ス提供時間	補助ブロック外乗入 部分及び同一補助 ブロック市区町村外 乗入れ部分以外のサー ビス提供時間の比率 (リ-(ヌ+ル))÷リ= ヲ	計画サービス提供時 間
			発地	営業 区域	着地			リ	ヌ	ル				
南近畿	1	乗合タクシー	上之郷地域	上之郷地域	****	147 日	799 回	1.07 時間	0 時間	0 時間	0 時間	100.00%	855.2 時間	
合計		系統						1.07 時間	0 時間	0 時間	0 時間		855.2 時間	

補助ブ ロック名	申請 番号	補助対象 経常費用 の見込額	経常収益の 見込額	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した 額	タのうち補助ブ ロック外乗入部 分及び同一補助 ブロック市区町 村外乗入部分以 外に係るもの	補助対象経費	補助対象経費の1/2	国庫補助 上限額	国庫補助金 内定申請額 (ナ又はアのう ちいずれか少ない ほうの額)
		ト×ワ以下の 額:カ	チ×フ以上の 額:ヨ	カーヨ=タ	タ×ヲ=ツ	ネ	ネ×1/2=ナ	ラ	ム
南近畿	1	2,321,295 円	1,296,869 円	1,024,426 円	1,024,426 円	1,024 千円	512.0 千円		
合計		2,321,295 円	1,296,869 円	1,024,426 円	1,024,426 円	1,024 千円	512千円	5,000千円	512 千円

補助ブ ロック名	申請 番号	経常費用から 経常収益を控 除した額	損失額から国 庫補助額を控 除した額	ノの負担者とその負担割合									
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要	
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
南近畿	1	2,817,412 円											
合計		2,817,412 円	2,816,900 円	円	%	2,816,900 円	100 %	円	%	円	%		

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【デマンド型(区域)運行】用)

事業者名	日の丸交通株式会社	平成29年度
------	-----------	--------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	1,119 千円	営業外収益	116 千円	経常収益(イ)	1,235 千円
	営業費用	3,862 千円	営業外費用	56 千円	経常費用(ロ)	3,918 千円
	営業損益	▲ 2,743 千円	営業外損益	60 千円	経常損益	▲ 2,683 千円
補助対象期間の 前々年度の 保有車両数 (ハ)	4 台	補助対象期間の 前々年度の 1台あたりサービス 提供時間(ニ)	203.6 時間	経常収支率	31% %	

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の 時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり 標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用 ホとへのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
南近畿	4810円. 90銭	2714円. 33銭	2714円. 33銭	1516円. 45銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック名	申請 番号	運行 系統名	運行系統			計画運行 日数	計画運行 回数	1回あたりサービス提 供時間		リのうち補助ブロック外 乗入部分に係るサービス 提供時間		リのうち同一補助 ブロック 市区町村外乗入 部分に係るサービ ス提供時間	補助ブロック外乗り入 れ部分及び同一補助 ブロック市区町村外乗 り入れ部分以外のサー ビス提供時間の比率 (リ-(ヌ+ル)÷リ= ヲ	計画サービス提供時 間
			発地	営業 区域	着地			リ	ヌ	ル	ワ			
南近畿	1	乗合タクシー	上之郷地域	上之郷地域	****	146 日	799 回	1.07 時間	0 時間	0 時間	0 時間	100.00%	855.2 時間	
合計		系統						1.07 時間	0 時間	0 時間			855.2 時間	

補助ブ ロック名	申請 番号	補助対象 経常費用 の見込額	経常収益の 見込額	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した 額	タのうち補助ブ ロック外乗入部 分及び同一補助 ブロック市区町 村外乗入部分以 外に係るもの	補助対象経費	補助対象経費の1/2	国庫補助 上限額	国庫補助金 内定申請額 (ナ又はアのう ちいずれか少ない ほうの額)
		ト×ワ以下の 額:カ	チ×ワ以上の 額:ヨ	カーヨ=タ	タ×ヲ=ツ	ネ	ネ×1/2=ナ	ラ	ム
南近畿	1	2,321,295 円	1,296,869 円	1,024,426 円	1,024,426 円	1,024 千円	512.0 千円		
合計		2,321,295 円	1,296,869 円	1,024,426 円	1,024,426 円	1,024 千円	512千円	5,000千円	512 千円

補助ブ ロック名	申請 番号	経常費用から 経常収益を控 除した額	損失額から国 庫補助額を控 除した額	ノの負担者とその負担割合									
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要	
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
南近畿	1	2,817,412 円											
合計		2,817,412 円	2,816,900 円	円	%	2,816,900 円	100 %	円	%	円	%		

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市町村名	桜井市
------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	36,225
交通不便地域	

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法

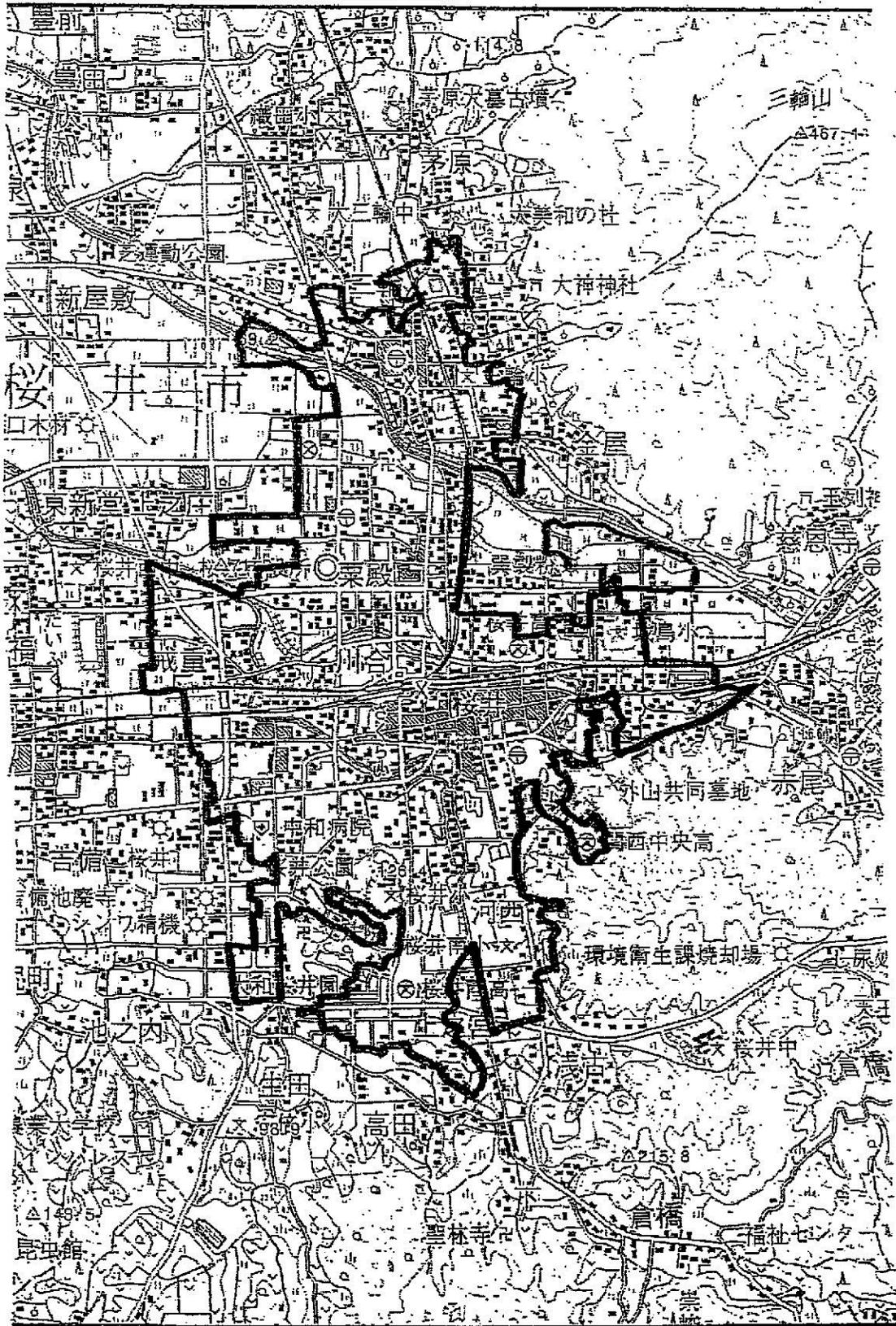
(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域(過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。)、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領(2. (1)⑫)に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3. に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2)添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)

桜井市



□ 内が人口集中地区

奈良県広域路線バスの状況について（報告）

【現状】

- ・県内の市町村をまたぐ路線については奈良交通が独自で運行しており、桜井市内を運行しているのは桜井菟田野線、天理桜井線、桜井飛鳥線の3路線。

【再編にいたるまでの経緯】

平成24年12月

奈良交通から、平成26年10月1日以降の運行については 県や市町村からの赤字補填がない限り運行できないため、赤字解消に向けた協議の設置を依頼

平成25年10月

県交通協議会において、路線再編の方向性として「各路線ごとに指標を設定し、路線の再編や県補助の有無について仕分けを行う」ことを決定する。

平成26年2月

仕分け対象路線が発表され、桜井市内では天理桜井線と桜井飛鳥線が対象に入る。今後は路線別に協議することが決定される。（別紙1）

現在

各路線についての具体的な再編案が提示されており、路線ごとに協議を行っている。

【今後の予定】

- 6月 奈良県地域交通改善協議会
各路線を維持するかどうか、路線ごとに決定する
＜検討課題1＞ 指標をクリアするための路線改善策の提案（別紙2）
- 6月 奈良県地域交通改善協議会 以降
＜検討課題2＞ 路線維持負担金の市町村負担割合（別紙2）
- 9月 路線を廃止する場合、代替路線を運行するかどうか
- 10月 再編後の路線の運行開始

平成25年実績による仕分け指標適用結果

	仕分け項目	基準	評価ポイント	指標を満たさない場合
①	平均利用者数	3.0人/便	路線としてニーズがあるか	路線の廃止を検討
②	平均乗車密度	2.0人	路線の区間に偏りがいないか	路線の縮小を検討
③	最大乗車人数	10人	車両の規模は適正か	車両の大きさを検討
④	収支率	20%	効率的な運行となっているか	県補助の打ち切り
		40%		県補助の凍結
⑤	1利用者当たりの補助金	2,000円/人	補助対象として適正か	県補助の凍結

仕分け結果		仕分け項目									
		①		②		③		④		⑤	
		平均乗車人員 (人)		平均乗車密度 (人)		最大乗車人員 (人)		収支率 (%)		行政負担額 (円/人)	
指標		3.0		2.0		10		40		2000	
4	天理桜井線(川合東口)	6.5	○	2.2	○	19	○	37.8	×	234	○
5	天理桜井線(粟殿口)	8.2	○		○	52	○			583	○
11	桜井菟田野線	7	○	2.8	○	22	○	50.4	○	259	○
13	桜井飛鳥線	4.1	○	2.1	○	12	○	36.4	×	221	○

※ 収支率が40%を割っている天理桜井線、桜井飛鳥線については、収支率を回復するなんらかの手段をとらない限り、県からの補助金が下りない。

(別紙2)

＜検討課題1＞指標をクリアするための路線改善策

天理桜井線	①天理駅→桜井駅の土日祝日 昼の便(観光客の多い便)を大神神社経由にし、利用者数増大を図る ②利用が極端に少ない便(平日早朝、土日祝日の早朝・夕方)を減便し、経費削減を図る
桜井菟田野線	全ての指標を満たしているため、特に変更なし
桜井飛鳥線	観光客の少ないオフシーズン(6月～9月、12月～3月)の土日祝日便を半分に減便 ※桜井飛鳥線は平日3往復、土日祝日6往復の観光特化となっている

＜検討課題2＞ 路線維持負担金の市町村負担割合

(単位:千円)

	距離制		実質赤字額		代替案	
	桜井市	天理市	桜井市	天理市	桜井市	
天理桜井線	4,936	7,404	3,330	9,010	12,340	※1
桜井菟田野線	1,445	893	-241	2,579	4,259	※2
桜井飛鳥線	1,669	1,125	1,096	1,698	2,794	※3
合計	8,050	9,422	4,185	13,287	19,393	

【実質赤字額とは？】

路線の赤字を、各市村を通過する距離だけでなく、利用者数も加味して計算した額。利用者が多い自治体ほど負担が少なくなる。

【代替案解説】

※1 天理桜井線・・・転回する場所がないため、市内完結路線にすることができず、現行路線の桜井市単独維持となる

※2 桜井菟田野線・・・①スクールバス運行、②交通空白地(粟原)へのデマンドタクシー運行が必要となる

①スクールバス運行・・・3,570千円

②デマンドタクシー運行・・・689千円

①+②=4,259千円

※3 桜井飛鳥線・・・観光の観点から桜井市完結運行は無意味なので、現行路線の桜井市単独維持となる

課題と対応方策

コミュニティバス初瀬線

①

課題: 運賃が高い
対応: ルート再編後に
シミュレーションを行う

②

課題: 路線の利便性
対応: 中部路線の一体的な再編を
検討する。イオンや病院へ
行く場合の接続性を考慮する。

④

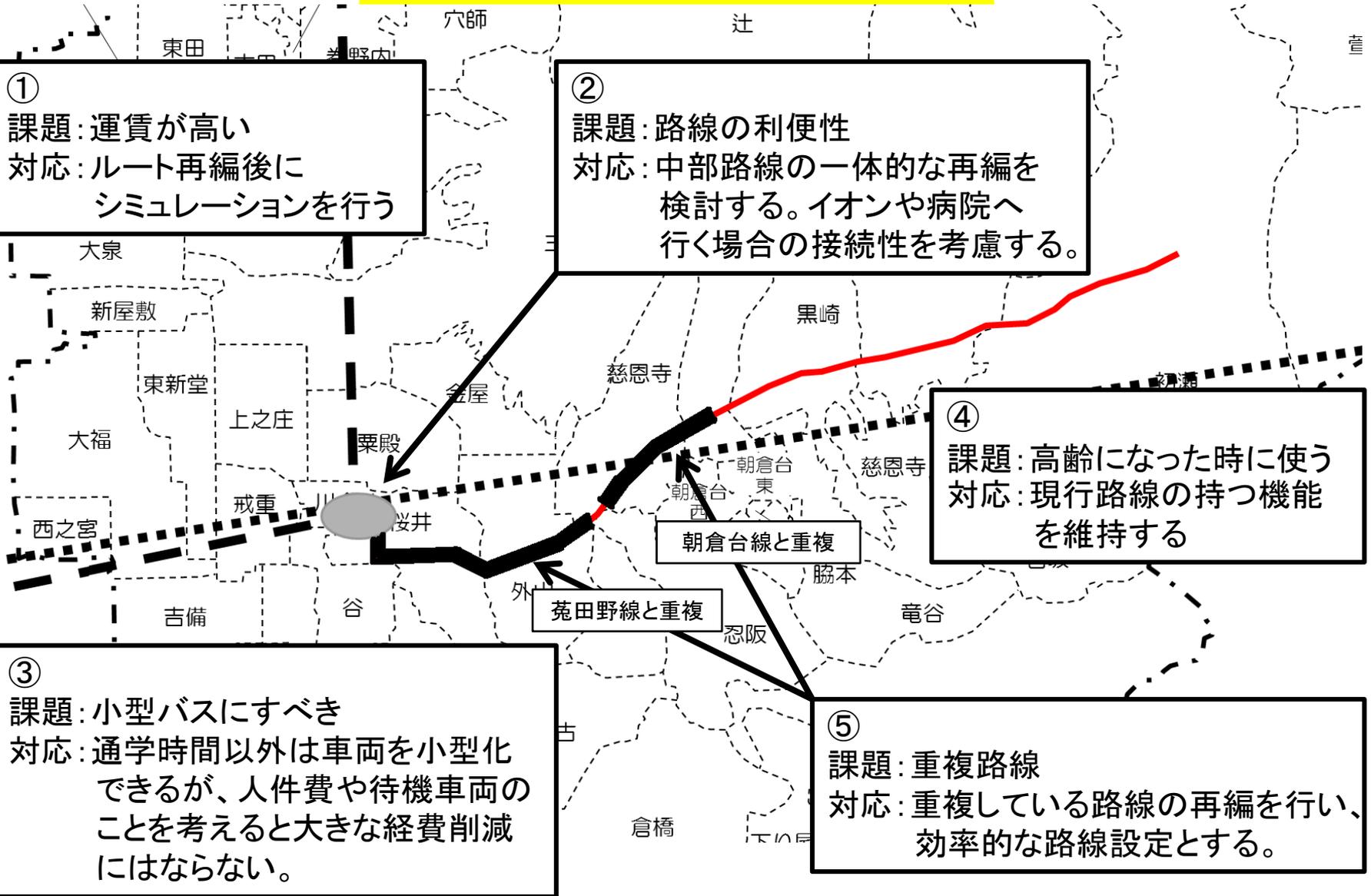
課題: 高齢になった時に使う
対応: 現行路線の持つ機能
を維持する

③

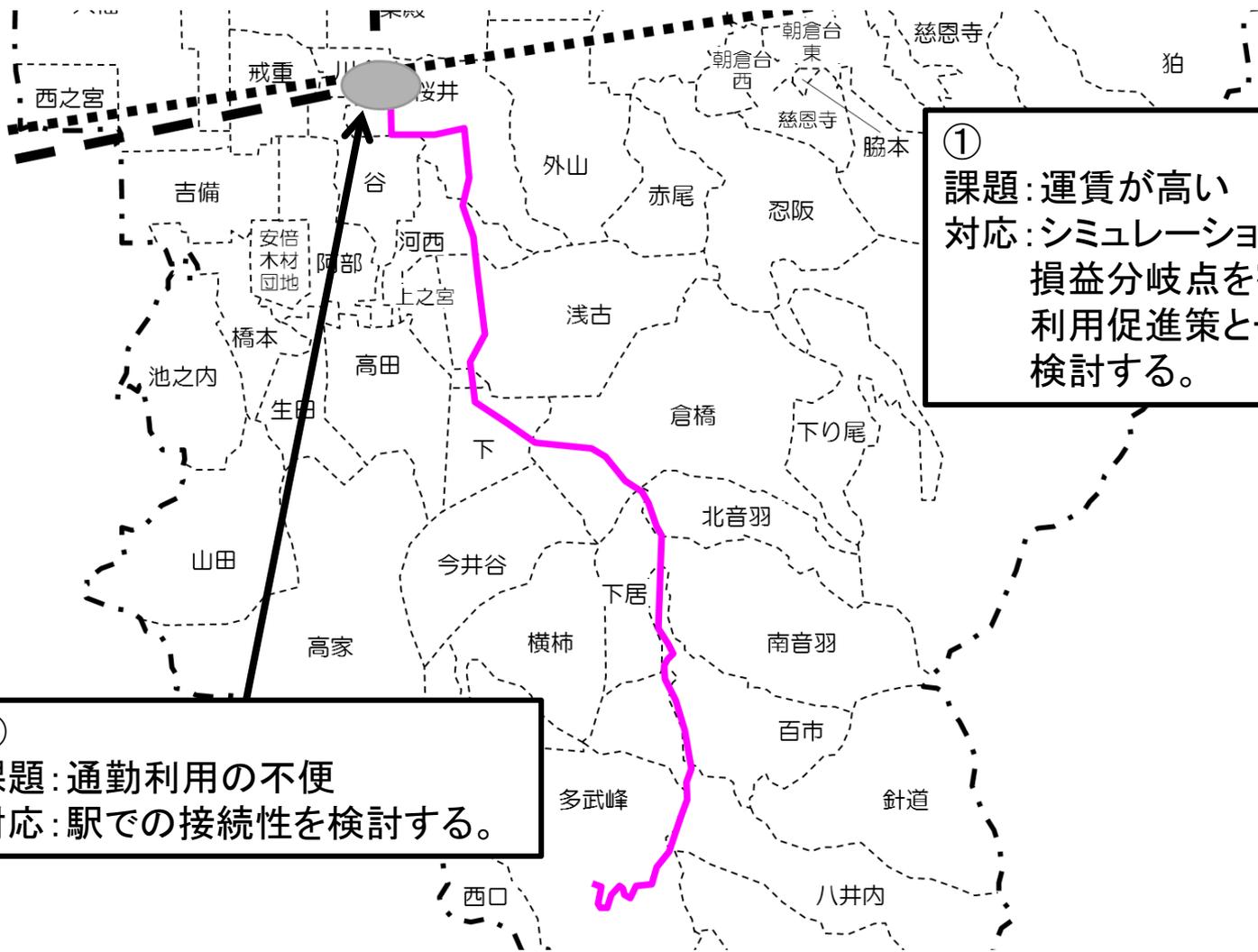
課題: 小型バスにすべき
対応: 通学時間以外は車両を小型化
できるが、人件費や待機車両の
ことを考えると大きな経費削減
にはならない。

⑤

課題: 重複路線
対応: 重複している路線の再編を行い、
効率的な路線設定とする。



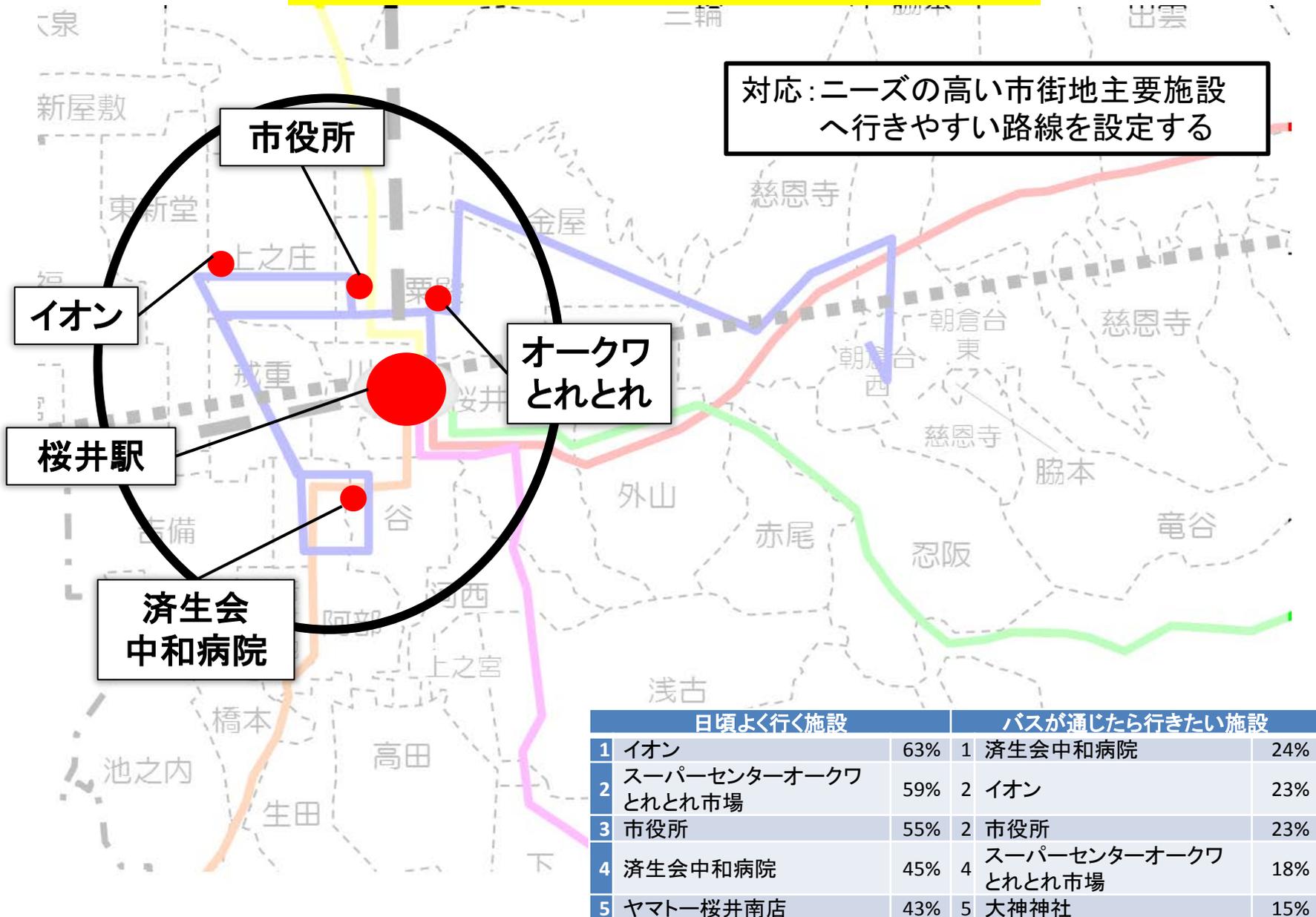
コミュニティバス多武峯線



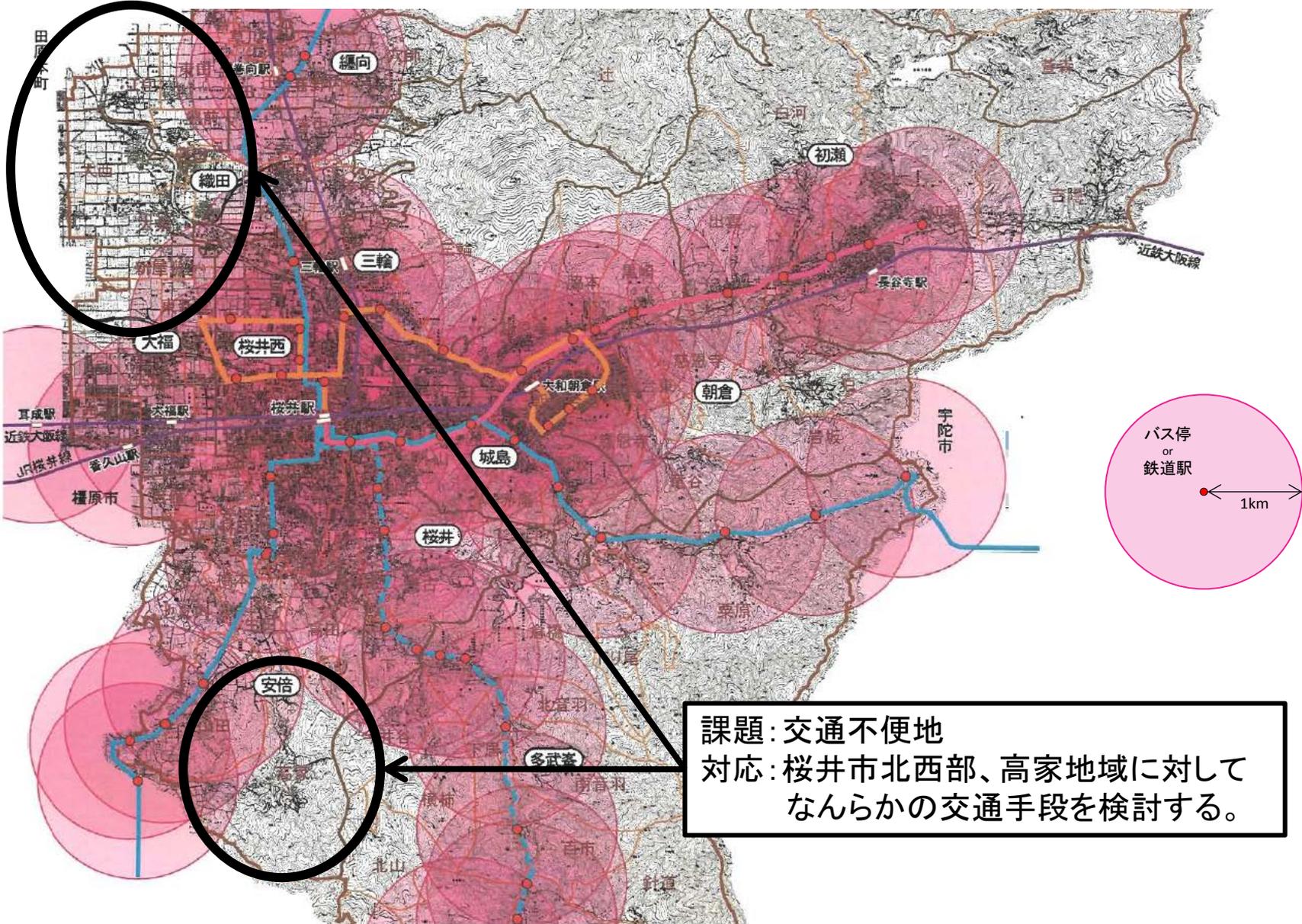
①
課題: 運賃が高い
対応: シミュレーションにより
損益分岐点を割り出し、
利用促進策と一体的に
検討する。

②
課題: 通勤利用の不便
対応: 駅での接続性を検討する。

市街地主要施設のニーズ



交通不便地域

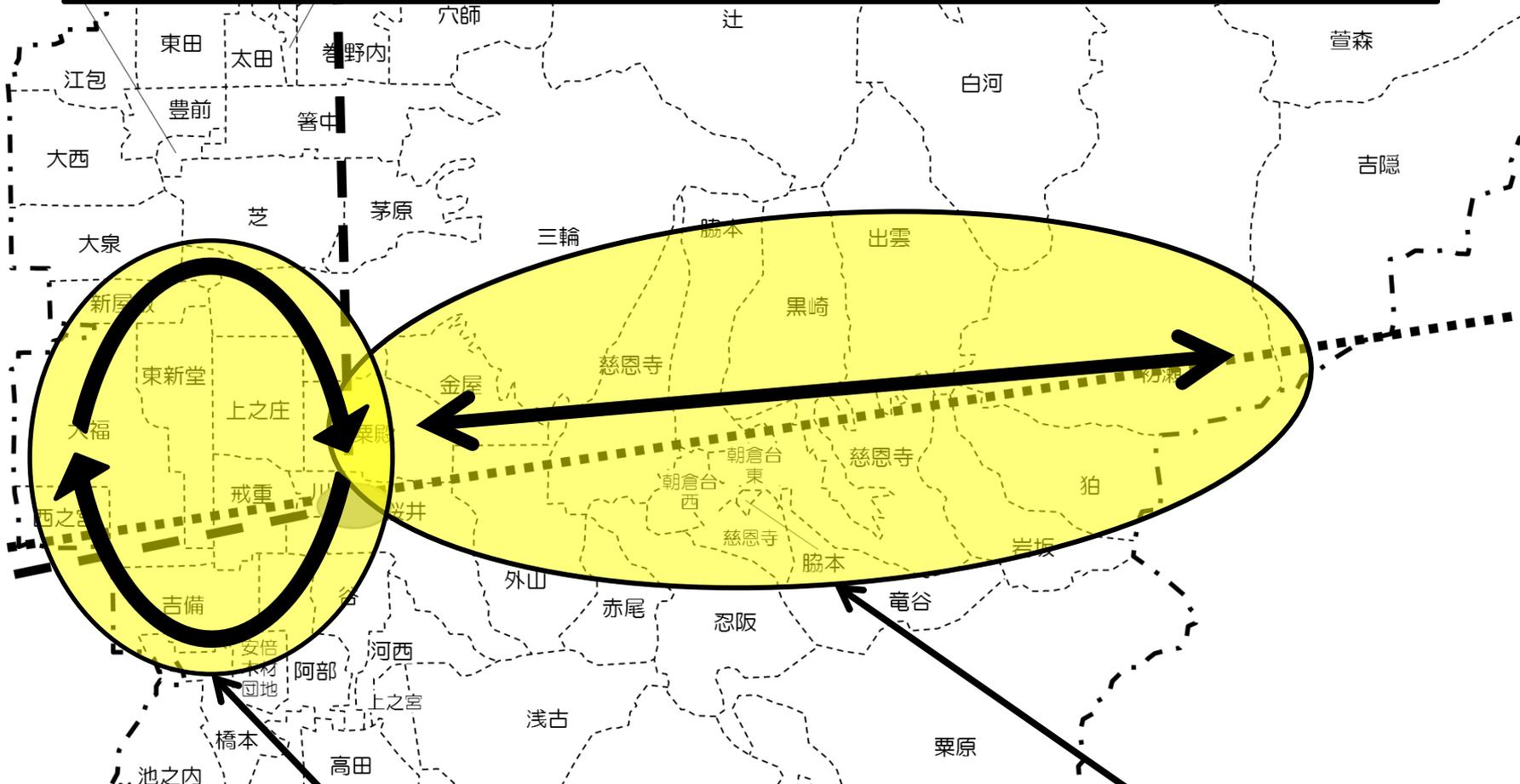


課題: 交通不便地
対応: 桜井市北西部、高家地域に対して
なんらかの交通手段を検討する。

再編方針

中部地域

各路線・地域の対応方を元にした再編計画



市内主要施設の巡回路線

概要：市内の主要施設を巡回する路線。
桜井駅にて他路線と接続し、市内のどこからでも買物・通院ができる。

東幹線の一本化

概要：初瀬線と朝倉台線を一体化し、経費を削減。
現行のスクール対応を維持し、また、朝倉台の休日運行・最終便延長を行う。

第1回（4月30日）第2回（5月19日）バス対策プロジェクト会議 意見

【バス対策プロジェクト会議 委員】

会 長：市長公室長（会長）

委 員：行政経営課長、危機管理課長、市民協働課長、社会福祉課長、 高齢福祉課長、
児童福祉課長、商工振興課長、観光まちづくり課長、学校教育課長

事務局：行政経営課

【意見】

・ 朝倉台のスクール対応について

現在、桜井東中学校へは、コミュニティバス初瀬線を利用した通学者が40名強、朝倉台から近鉄電車を利用した通学者が50名強いる。朝倉台からバス通学対応の要望も聞いており、コミュニティバス初瀬線と朝倉台線を一本化する場合、検討すべき事項となっている。ただし、上記した通り100名近い生徒が通学しているため、仮にバスを運行するならば3台必要となり、かなりの費用を必要とする。また、通学の定期代金についてもバスは電車の1.5～2倍の額となっているため、教育委員会が負担している経費も増加する。（ただし、バスの定期代金についてはコミュニティバスの運賃に加算されるため、市全体としては収入の増になる）

・ 商業施設への公共交通について

今後、中和幹線の企業誘致や大福地区のまちづくりが進んだ場合、新たな商業施設への交通需要が生まれる可能性がある。現時点では予測できないため、需要がある程度見込める段階で、随時公共交通手段について検討を行う。

・ 交通事業者以外の事業者による有償運行について

買物施設や病院等が有償運行を行う事例について、クリアすべき法などを調査し、次回のバス対策プロジェクト会議までに資料を用意する。

・ 6次産業施設への交通手段について

平成27年度オープン予定の高家地区のオーヴェルジュへの交通手段について、利用者数等の状況を見ながら検討する必要がある。

・ コミュニティバス初瀬線の長谷寺駅への運行需要について

委員から長谷寺駅への需要について質問があったが、現時点では特に要望が出ておらず、初瀬線を利用している人は桜井駅で朝倉台線に乗り換え、イオンや済生会中和病院への利用が大半となっている。